

環 境 審 第 22 号

令和 3 年(2021年)12月 27 日

北海道知事 鈴木直道様

北海道環境審議会会長 中村太一



令和 2 年度(2020年度)における北海道地球温暖化対策推進計画に基づく措置及び
施策の実施状況について（答申）

令和 3 年(2021年)10月 25 日付け気候第 446 号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

「北海道地球温暖化対策推進計画」（以下「計画」という。）では、計画の着実な推進を図るため、毎年、P D C A サイクルの考え方に基づき進行管理を行うこととされており、計画に基づく施策等の実施状況について、定期的に北海道環境審議会による評価を受け、その結果を公表するとともに、意見等を施策の見直しなどに活用することとされている。

北海道環境審議会は、令和 3 年(2021) 年 10 月 25 日、北海道知事より諮問を受けたことから、令和 2 年度(2020年度)の実施状況等について「地球温暖化対策部会」で調査審議を行い、別紙のとおり評価結果を取りまとめたものである。

2018年に公表されたIPCC第6次報告書では、「人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させたことは疑う余地がない」とされ、幅広い分野への影響が懸念されるなか、「脱炭素」は世界的な潮流となっている。

北海道においても、国に先駆けて2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを表明したことを探まえ、全ての主体と目標を共有し、それぞれの立場における自主的な活動の促進を図るなど、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、より一層取組を強化していかなければならないことから、計画の推進に当たっては、次の点に留意のうえ進めること。

1 温室効果ガス排出量の状況等

<排出量の状況>

温室効果ガス排出量は、基準年に比べると減少しており、目標に向けた削減の傾向が見られるが、削減目標の達成に向け、重点施策を中心に、さらなる排出削減や吸収源の確保の取組を推進していく必要がある。

特に、フロン類の排出量が増加傾向にあることから、適正管理に係る取組を推進する必要がある。

<排出量の算定>

道内における温室効果ガス排出量については、国が示すマニュアル等を参考に算定されているが、取組の促進のためには成果を「見える化」することが重要であることから、排出量に占める割合の大きい家庭部門などのエネルギー起源CO₂の算定方法について、各種施策の効果や実態等がより反映されるよう検討を進める必要がある。

2 施策の実施状況等

<効果的な施策の実施>

目標の達成に向けては、「脱炭素」の潮流を一層加速する必要があることから、幅広い関係者との連携による効果的な施策の実施を検討する必要がある。

<取組の支援>

先進的な地球温暖化対策の取組を実施しているNPOや団体などの情報把握に努め、最新の事例を全道へ効果的に情報発信するとともに、次代を担う若い世代をはじめとする道民一人ひとりの意識転換を図り、さらなる脱炭素型の行動変容につなげるなど、各主体の自主的な取組がより一層促進されるよう支援していく必要がある。

3 今後の施策等について

<新たなニーズを踏まえた施策>

ウィズコロナ・ポストコロナ時代における生活様式の変容といった社会の変化や新たなニーズを踏まえ、脱炭素社会の実現に向けて、引き続き、広く道民や事業者の理解を促進するとともに、多様な主体が連携・協働し、温暖化対策に取り組むような施策等を検討すること。

<災害に強い地域づくり>

再生可能エネルギーの導入拡大を促進するとともに、自立・分散型エネルギーシステムを構築し、災害に強い地域づくりを進めていくこと。

<適応の取組>

「北海道気候変動適応計画」に基づき、「北海道気候変動適応センター」を中心として、気候変動の影響への適応に係る情報収集や理解促進のための施策等を実施すること。

<吸収源の確保>

森林吸収源の確保に向けて、森林環境譲与税などを活用し、計画的な森林整備を推進するとともに、農地及び草地土壌における炭素貯留に資する取組のほか、都市緑化や自然環境の保全を促進し、さらなる二酸化炭素吸収源の確保に向けた取組を展開すること。